

**【iii 家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】**



## 1. 社会的養護の充実について

社会的養護の充実については、平成23年7月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」と「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化など、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めており、平成24年度補正予算及び平成25年度予算案においても、引き続き実施していくものであるため、都道府県市においては、積極的な取組をお願いする。**(関連資料2参照)**

### (1) 施設における家庭的養護の推進について (関連資料3～5参照)

#### ① 家庭的養護の推進の目標

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要がある、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていく必要がある。

現在、社会的養護において養育されている児童は、施設が約9割、里親等が約1割であるが、「社会的養護の課題と将来像」では、今後十数年の間に、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにするとともに、児童養護施設の本体施設は、全てを小規模グループケアとし、定員45人程度以下としていくという目標を掲げている。また、施設の小規模化・地域分散化に際しては、

ア 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。

イ 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示ができず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳幼児の特性や役割を十分に留意しながら進めていく必要があること。

に留意して、積極的な取組を推進願いたい。

## ② 家庭的養護推進計画と都道府県計画の策定・調整

施設の小規模化・地域分散化については、昨年11月30日に発出した「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「通知」という。）において、平成27年度からの15年間の推進期間とした計画を各施設（児童養護施設及び乳児院）及び各自治体において策定をお願いしている。各都道府県市においては、以下のア～ウに留意の上、地域の実情に即した計画的な取組をお願いする。

なお、通知において、平成27年度を始期とした「都道府県等計画」の策定をお願いしているが、協議に当たって作成する「都道府県等計画」は、イの「都道府県推進計画」の策定に先立ち、暫定的に策定するものである。暫定的に現時点で想定される数値等を記載するものであり、「都道府県推進計画」の策定時に変更があっても差し支えない。

### ア 家庭的養護推進計画

家庭的養護推進計画は各施設ごとに策定する計画であり、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めるものである。

定員規模に関する計画については、地域（都道府県管内）における社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を踏まえる必要があるため、各都道府県においては、今後の社会的養護の事業量の方針を各施設に示すとともに、施設側の意見も踏まえ、十分な意見交換を行いながら、各施設の家庭的養護推進計画の策定を進めていただきたい。

なお、計画の策定に際しては、施設整備等は各施設において家庭的養護を実現することを一義的な目的とするものであり、ハードの整備のみが先行し人材の配置等養育内容の充実が伴わないことのないよう、堅実に進めるとともに、特に社会的養護分野における人材の確保・定着について、職員研修の充実など施設に対する支援をお願いしたい。

### イ 都道府県推進計画

都道府県推進計画は、平成26年度末までの2か年で都道府県が策定する計画であり、各施設から提出される家庭的養護推進計画を踏まえた計画となる。

都道府県推進計画は平成27～41年度の15年間の計画であるが、5年ごとに見直しを行うこととなっている。平成25年度は計画策定の1年目となるが、追ってお示しする「都道府県推進計画」の策定のためのスケジュール及び計画のひな形を参考に、各方面との作業や

調整等に取り組んでいただきたい。

平成25年度は、26年度における児童養護施設等の家庭的養護への転換に係る施設整備の際にも、指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して都道府県推進計画を策定する必要があることに留意願いたい。

なお、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）に基づく消費税率の引き上げがなされる平成27年度には、子ども・子育て分野の機能強化についても財源が確保され、その中で、社会的養護の職員体制の強化についても検討される予定である。各都道府県においては、計画の策定に際しては、こうした流れも踏まえ、所要の財源の確保に努めるとともに、職員の質の向上と人材の確保・定着に資する施策の推進に努められたい。

#### ウ 施設の小規模化・地域分散化に関する事例集の送付

現在、厚生労働省の研究事業により設置した「施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ」において、施設の小規模化・地域分散化に関する事例集を作成しており、完成次第各自治体あて送付する予定としているので、小規模化や地域分散化を進めるための参考として、また、家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画の策定の参考として活用願いたい。

### ③ 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進

小規模グループケア（児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）については、平成23年10月現在650か所から平成24年10月現在809か所と増えているが、家庭的な養育環境を推進する観点から、引き続き設置の推進をお願いする。

また、乳児院の小規模グループケア化については、一時保護委託等アセスメントが十分になされていない段階で緊急的な対応もあることから、入所している乳幼児の実態を踏まえた対応をお願いする。

また、小規模グループケア実施要綱については、通知の発出を踏まえて**別冊資料5**のとおり改正を予定しているので、留意をお願いする。

小規模化に際しての栄養士の配置については、例えば45人の本体定員を下げた代わりに地域小規模児童養護施設を設置した場合であっても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第42条により、栄養士を置かなければならないことと

なっているが、これに対応するため、本体定員だけでは、定員41人未満であるが、地域小規模児童養護施設の定員を加えると定員41人以上になる場合においても栄養士の配置が可能となる単価を設けたところであり、こうした措置が講じられていることを含め、小規模化の取組をお願いしたい。**(別冊資料 1、3 参照)**

④ 平成24年度補正予算について

平成24年度補正予算においては、既に実施している既存の建物の賃借料の助成や次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）に加えて、児童養護施設等の小規模化等を促進するため、交付額を嵩上げ（1.35倍）したハード交付金を措置したところである。

⑤ 児童養護施設分園型自活訓練事業の移行

児童養護施設分園型自活訓練事業については、小規模グループケアの予算措置の充実を踏まえ、分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設に移行していただくよう検討をお願いしているところであるが、引き続き移行の検討をお願いする。移行に問題がある場合には家庭福祉課まで相談願いたい。

## **(2) 里親支援等の推進について**

① 里親・ファミリーホーム委託の推進 **(関連資料 6～10参照)**

国連の代替的養護の指針にもあるとおり、社会的養護は、家庭養護を優先して行うべきであり、平成23年4月に策定した里親委託ガイドラインでも、里親優先の原則を明記したところである。また、「社会的養護の課題と将来像」では、里親等委託率を3割以上に引き上げる目標を掲げている。

日本の社会的養護において養育している児童数は、施設が約9割で里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）は約1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、新潟県では39.0%（平成23年度末）など、里親等委託率が3割を超えている県もあり、最近7年間で、福岡市が6.9%（平成16年度末）から27.9%（平成23年度末）へ、大分県が7.4%（平成16年度末）から23.8%（平成23年度末）に増加させるなど、大幅に伸ばした自治体もある。

これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っている。

こうした福岡市、大分県の里親委託推進の取組をまとめた「事例集」を「全国里親委託等推進委員会」が作成しており、今年度中に各自治体あて送付する予定である。

里親委託の推進は、住民に対する里親制度に係る理解の向上を図るなどの取組が必要となるものではあるが、里親委託の推進は（１）の社会的養護の家庭的養護の推進と車の両輪として進めていかなければならないものである。実際に進んでいる自治体も多いことから、この「事例集」も参考に積極的な取組の推進をお願いする。

## ② 里親支援専門相談員の活用（関連資料 7 参照）

里親委託は、中途からの養育という特徴がある上に、里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ複数の相談先（里親会・里親支援専門相談員等）を用意する等里親支援の仕組みを構築することが重要である。

平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるように予算上の手当てをしているが、児童相談所数207か所に対し、平成24年11月末現在115か所となっている。各都道府県市においては、各児童相談所管内の1か所以上（必要に応じて複数か所）の施設において里親支援専門相談員の配置を行い、里親等支援体制の充実をお願いする。

また、里親支援専門相談員の活動内容を見ると、里親家庭への定期的な訪問、里親同士の交流会（サロン）への参加、児童相談所との連絡会議への参加等が行われている一方、自治体と里親支援専門相談員配置施設間で具体的な業務内容を取り決めていない例も見受けられる。

地域の実情に応じた里親支援専門相談員の業務内容、情報共有や連携のための定期的な連絡会の開催について、児童福祉主管課、児童相談所、施設間で調整の上、里親支援専門相談員の活用をお願いしたい。

## ③ その他の留意点

次の点についても、自治体間で取組の差が大きいことから、積極的な推進をお願いする。

### ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託

の期間が限定されている場合も、里親委託は有用である。

**関連資料11**は、0か月児、0歳児、1歳児の新規措置先が、乳児院であるか、里親であるかを調査したものである。北海道、大分県、札幌市など里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、里親委託の推進をお願いする。

#### イ 乳児院から里親への措置変更の推進

**関連資料12**は、乳児院退所後の措置変更先について、里親であるか、児童養護施設であるかを調査したものである。山形県、熊本県、金沢市など里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。乳児院からの措置変更先は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いする。

#### ウ 親族里親の活用

扶養義務がある親族であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。また、扶養義務のないおじ、おばについては、施設入所よりも家庭養護が望ましい場合には、養育里親として、里親手当も支給することにより、親族による養育を促進する。

親族による里親制度の活用については、自治体間でも取組の差があるが、必要な場合には、活用願いたい。

#### エ 里親養育の手引書の活用

里親をはじめ、乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員、里親支援機関、児童相談所職員など里親制度に関わる者の参考となるよう、「全国里親委託等推進委員会」において「里親及びファミリーホーム養育指針」に基づく手引書（「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」）を作成しており、今年度中に各自治体あて送付する予定であるので、里親等の認定研修や、25年度が初回となる5年ごとの養育里親更新研修等に活用願いたい。

#### オ 里親又はファミリーホームにおける居宅介護（ホームヘルプサービス）等の利用について

平成25年度より、里親又はファミリーホームへの委託児童が身体等に障害を有している場合で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は短期入所（以下「居宅介護等」という。）を利用することが必要と認められる場合の取扱いについて、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて」（平成11年

8月30日児家第50号)等関係通知を改正し、里親又はファミリーホームにおいて居宅介護等の利用ができることとし、居宅介護等にかかる費用については、徴収を免除する取扱いとする予定としているので、ご了知の上、管内市区町村等にその周知をお願いする。(別冊資料14、15参照)

### (3) 被虐待児童等への支援の充実について

虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けていることが多い。

子どもを虐待した親の中には、自分が子どもの時期にその親から虐待を受けた経験を持つ場合が少なくないと指摘されていて、このような「虐待の世代間連鎖」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある。

#### ① 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

心理療法担当職員については、心理療法が必要と認められる児童(者)が10人以上いる場合配置することとしている。児童養護施設に入所児童のうち、半数以上が虐待を受けた経験があることから、入所している児童への心理的ケアは重要となっている。

については心理療法担当職員が配置されていない施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)がある都道府県市においては、心理療法担当職員を積極的に活用願いたい。

#### ② 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実

平成25年度より、母子生活支援施設の特別生活指導費加算を充実し、心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が8人以上いる場合には2人目の母子支援員を配置できることとしているので、積極的に活用願いたい。(別冊資料7参照)

### (4) 要保護児童の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

#### ① 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用

平成24年度から、児童養護施設等や里親等に措置されている高校3年生について、進学や就職に役立つ資格取得や講習等のための経費と

して55,000円を限度に支給できることとしたが、平成25年度より、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象にすることとした。各都道府県市においては、高校3年生に加えて、中卒・高校中退等児童にも資格取得等特別加算を積極的に活用願いたい。(別冊資料1、3参照)

② 児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設

児童養護施設の退所者等の就業支援事業(職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行うもの)については、これまで安心こども基金において行ってきたが、今年度からは当初予算(児童虐待・DV対策等総合支援事業)で実施することとしている。

(別冊資料12参照)

また、従来より児童虐待・DV対策等総合支援事業にて実施している退所児童等アフターケア事業についても、引き続き実施することとしているので、児童の自立支援の充実のため積極的に活用願いたい。

(関連資料13参照)

③ 身元保証人確保対策事業の活用

施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする身元保証人確保対策事業については、平成24年度より、

ア 申込期間を施設退所後1年に延長するとともに、

イ 就職時の身元保証期間を最長5年まで、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長するよう

改正している。施設退所児童等の自立に際し身元保証が必要な場合には活用願いたい。

④ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

## (5) 施設運営の質の向上について

「社会的養護の課題と将来像」においても施設により運営の質の差が大きいとされていることから、施設運営の質の向上を図るべく、各施設種別ごとの運営指針の策定（平成24年3月）、第三者評価の義務化（平成24年4月）、施設長研修の義務化（平成23年9月）を行ってきているところである。

### ① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、これまで安心こども基金において行ってきたが、今年度からは当初予算で実施することとしている。職員の質の向上のため、本研修事業を積極的に活用願いたい。

### ② 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置については、施設運営の質の向上に資するものであるが、平成24年10月現在で児童養護施設453か所、乳児院100か所、情緒障害児短期治療施設23か所、児童自立支援施設31か所、母子生活支援施設101か所の配置となっている。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県市においては、基幹的職員の活用を検討願いたい。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているが、一度も実施していない都道府県市が見受けられるので、施設運営の質の向上に本事業を積極的に活用願いたい。

なお、「基幹的職員研修事業」で講師を行う指導者の養成研修を国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所で行っているため、合わせて活用願いたい。（関連資料20参照）

### ③ 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。都道府県市においては、平成24年度の各施設における受審実績を踏まえ、計画的に各施設が第三者評価を平成26年度までに1回以上受審、公表を行うことができるよう指導願いたい。また、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないことと

なっているので、合わせて指導願いたい。

#### ④ 施設長研修の義務化

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほかは、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、平成25年度は社会的養護施設関係5団体が共催で9月5日～6日（東京会場）、12月（大阪会場）にて研修の開催を予定している。（情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設についてはこの他にも実施予定）

都道府県市においては、各施設長が研修未受講となることがないよう指導願いたい。特に母子生活支援施設については、平成23年度及び24年度の施設長研修を1度も受けていない施設の割合が約2割と他の施設種別よりも高いので、あわせて指導願いたい。

### （6）被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項について制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。（**関連資料19参照**）

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、3か年の調査結果（届出・通告状況、事実確認状況等）を踏まえ、今一度貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したのになっているか確認願いたい。

特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

### （7）措置費交付要綱等の改正について

社会的養護の措置費に係る交付要綱及び関係通知の改正案は、別冊資料のとおりであり、現在検討中である。（**別冊通知案参照**）

公立施設は、公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1

月24日閣議決定)に基づき、平成25年7月から適用する単価表が変更となるので、注意されたい。なお、私立施設は本取扱いの適用対象から外れている。

また、生活保護制度の見直しに伴い被措置児童が属する世帯が生活保護の対象から外れるケースについては、平成25年2月5日の閣僚懇談会において、なるべく影響を及ぼさないよう配慮することとされている。生活保護の対象から外れ市町村民税非課税世帯となる世帯の被措置児童に係る徴収金については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生事務次官通知)において、「単身世帯」、「母子世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯」とともに、「生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯」である場合には、徴収金を免除できることを十分踏まえた対応をお願いしたい。

また、心理療法担当職員加算、乳児院病虚弱等児童加算や資格取得等特別加算などの加算単価については、積極的に活用して入所児童の処遇向上に努められたい。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童養護施設等の改築等の施設整備に当たっては、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等とりまとめ）及び平成24年11月30日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を踏まえ、児童養護施設等の小規模化・地域分散化及び家庭的養護への転換を進めていくこととしている。

次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した施設整備のほか、平成24年度補正予算により実施期限が1年延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用し、児童養護施設等の改築等を行う場合においても同様に、小規模化等を念頭に整備するよう、各施設に指導されたい。

また、同じく補正予算により実施期限が1年延長された安心こども基金の「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」についても、本体施設のケア単位の小規模化を図るための改修整備に必要な費用や、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア等を新たに設置する場合に、既存建物等のケア単位の小規模化を図るための改修整備に必要な費用、地震等の災害に備えた児童の安全確保のために必要な費用等に充てるため、1施設当たり8百万円の補助基準額を設けて補助しており、積極的な活用をお願いする。

なお、児童養護施設等の整備計画策定に当たっては、思春期にある中・高校生等やその他の児童のプライバシー等にも十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

その他、情緒障害児短期治療施設については、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、平成24年度では38か所あるが、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）では、平成26年度までに47か所を整備することとしている。未設置の自治体におかれては、設置推進に努めていただくようお願いする。**（関連資料17参照）**

### 3. 母子家庭等自立支援対策について

#### (1) 母子家庭等の自立支援対策の推進について（関連資料21参照）

母子家庭等に対する自立支援施策については、「子育てと生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱により、総合的な支援を推進しているが、経済的自立を可能とするため、就業支援が特に重要であり、様々なメニューを実施している。

ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、効果的な実施に努めていただきたい。

また、母子家庭等の自立を促進するためには、住民に身近な地方自治体等において、母子家庭等がどのような支援が利用可能なのかについて、多くの情報を得られることが実際の支援に結びつけていく上で大変重要である。

このため、児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口や離婚届を提出する戸籍窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められたい。

#### (2) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について（関連資料22～25参照）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が議員立法により昨年の通常国会で成立し、平成24年9月14日に公布され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成25年政令第2号）により、平成25年3月1日から施行されたところである。

特別措置法は、ひとり親の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援への協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務等を規定している。

これを受けて、国としては、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、

- ① 母子家庭及び寡婦の生活の向上のための措置に関する基本的な方針の改正（詳細は（3）参照）
- ② 毎年の施策の実施状況のホームページ公表
- ③ 民間団体・事業者に対するひとり親の就業促進に向けた協力要請及び非常勤職員等の求人情報の「母子家庭等就業・自立センター」

への提供

④ 母子福祉団体等からの物品・役務の調達促進などの取組を行うこととしている。

特別措置法では、地方公共団体は、民間事業者に対する就業支援への協力の要請及び母子福祉団体等の受注機会の増大への努力に関して、国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努めるものとされていることから、上記③及び④の実施について、地方公共団体に対し別添（関連資料24「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う対応について」）の通知により要請を行ったところである。

母子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特措法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

なお、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

### **（3）母子家庭及び寡婦の生活の向上のための措置に関する基本的な方針について（関連資料26参照）**

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基づき定められ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

今般、特別措置法が成立したことに伴い、現行の基本方針を改正し、父子家庭が対象となった施策について父子家庭を対象とするよう規定を改めること、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、その対象に母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に規定されている独立行政法人及び特殊法人を加えること、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加えること並びに母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を

加えること等を告示したところである。

また、今後ひとり親施策の検討を行っていく中で、こうした検討を踏まえた基本方針を作成するため、基本方針の対象期間を平成26年度までの7年間に延長することとしている。

基本方針の改正告示については、特別措置法の施行日である平成25年3月1日に公布し、同日から適用されたところである。

#### **(4) 母子家庭等の就業支援対策の充実について（関連資料27参照）**

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているが、自治体間で実施状況に差があるので、積極的な取組をお願いする。

ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、実施施策も含め広報等を行い、効果的な実施に努めていただきたい。

##### **① 母子家庭等就業・自立支援事業**

###### **ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業**

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てで事業が実施されているが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況には、各自治体により差があるので、事業の実が上がるよう、取組の推進をお願いする。

平成25年度予算案では、「就業支援講習会等事業」及び「在宅就業支援事業」について、新たに父子家庭の父を対象に加えることとしている。これにより、母子家庭等就業・自立支援センターの全ての事業について父子家庭の父も対象となる。

また、「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」については、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、利用者の利便性に配慮したセンターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1) 職業紹介の許可の取得、(2) ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3) 相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4) 女性相談員の設置等、母子家庭等の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備していただきたい。

###### **イ 一般市等就業・自立支援事業**

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域で就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。平成23年度には21市で実施されているが、都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供

するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

② 母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母等に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭等の実情に応じた支援が重要となる。

本事業は、都道府県や市等が母子家庭の母等の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するもので、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であり、未実施の自治体は積極的に取り組むようお願いする。

③ 高等技能訓練促進費等事業（関連資料29参照）

高等技能訓練促進費等事業においては、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため2年以上養成施設で修学する場合に、生活費の負担軽減のために訓練促進費等を支給している。

この事業は平成21年度より修学全期間（平成24年度に修学を開始した者は上限3年）に対する支給を暫定的に行ってきたが、補正予算（安心こども基金）を確保することで支給期間が決定される不安定な仕組みであった。

このため、平成25年度からは、当初予算において必要な予算額を確保し、補正予算に頼ることなく安定的に事業を実施できるようにするとともに、支給期間の上限の見直し等を行うこととしている。

具体的には、平成25年度入学生から、支給期間の上限を2年とし、2年課程の養成施設で修学する方については、これまでと同様に2年間を支給対象とし、3年課程の養成施設で修学する方については、最初の2年間を支給対象とした上で、3年目については母子福祉資金貸付金により支援を行うこととしている。また、新たに平成25年度入学生から父子家庭の父を対象に加えることとしている。

今回の見直しは、修学開始から給付を行うことにより、安心して養成施設の入学試験の準備ができるようにすることを目的として、支給期間は修学開始から上限24月とし、3年課程の3年目は母子福祉資金貸付金により支援を行うことを原則としている。

しかしながら、ひとり親となった時期や前年度の所得状況等により修学開始後に受給資格を得るようなケースも想定されるため、こうしたケースについては、修学開始から一定期間を経過した後に申請した場合であっても、3年課程に修学する者に対し、24月を上限として支給することは差し支えない。

特に、3年以上の課程で資格取得を目指す方に対しては、高等技能訓練促進費等事業に係る相談窓口を設置するなどの手厚い相談対応や、母子福祉資金貸付金による支援や該当資格に係る他施策での支援メニューに関する情報提供とともに、併せて、母子寡婦福祉団体に対して、相談窓口の設置や自治体として把握している支援メニューについて情報提供されたい。

また、新たに支給対象となる父子家庭の父に係る高等技能訓練促進費の支給について申請の受付開始が遅れる場合には、都道府県等が別に定める期間までの間において申請が行われた場合には、その者が受給資格に該当するに至った日の属する月以降の各月について支給するなどの配慮をお願いしたい。

高等技能訓練費等促進事業については、資格取得者のうち就業に結びついた者の割合も高いなど母子家庭等の自立支援上有効な事業であることから、対象者への母子福祉資金の貸付については、適正な運用に配慮しつつ、資格取得を積極的に支援する方向での取組をお願いしたい。

なお、平成24年度末までに修学を開始した受給資格者に係る支給期間については、従前のおりである。本事業を活用して資格を取得した場合、正規雇用に結びつく割合が極めて高いことから、各自治体におかれては、適切な実施をお願いしたい。

また、自立支援教育訓練給付金事業についても、平成25年度予算案において新たに父子家庭の父を対象に加えることとしているので、各自治体におかれては、適切な実施をお願いしたい。

#### ④ ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。このため、安心子ども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市区）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

平成24年度補正予算では、安心子ども基金の延長により、この事業の実施期間を平成25年度までに延長しており、これにより平成25年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成27年度末まで助成対象となる。また、平成25年度までは、更に新規の開始も可能であることから積極的な取組をお願いする。このほか、職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業、職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業、就業・社会活動困難者への戸別訪問事業、婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対す

る就業支援事業が平成24年度補正予算による安心こども基金の積み増し・延長の対象となる就業支援関係事業であるので、積極的な活用をお願いする。

⑤ 労働関係施策について

就業支援対策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからオまでの事業については、これらの機関と緊密で有機的な連携が図られるようお願いする。

ア 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称））の創設

都道府県労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤として、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を平成23年度から実施し、実績をあげているところである。

平成25年度からは、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を抜本強化するため、本事業を発展させ、さらに、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」の成果を最大限活用しながら、新たに生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を創設する予定である。

具体的には、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備の上、生活保護の相談・申請段階の者等早期に支援が必要な者を含めた支援対象者の大幅な拡大、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進することとしている。

各自治体におかれては、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

なお、協定については本事業の成否を左右する重要な取組であるが、都道府県労働局・ハローワークと協定を締結していない自治体もあることから児童扶養手当部局におかれては、ぜひ協定に参加いただきたい。

イ マザーズハローワーク事業

母子家庭も含めた子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（平成25年1月末現在173箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏

また求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。(都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。)

#### ウ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

#### エ 求職者支援制度

雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行う求職者支援制度を実施している。

#### オ キャリアアップ助成金の創設について

有期契約労働者やパートタイム労働者を対象とした正社員への転換制度や短時間正社員制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた場合に「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を支給しているところであるが、平成25年度より有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内キャリアアップを促進するため、他の助成金、奨励金と統廃合し、「キャリアアップ助成金」を創設することとしている。

この「キャリアアップ助成金」では、有期契約労働者を正規雇用または無期雇用にした場合や無期雇用労働者を正規雇用へ転換した場合、有期契約労働者等又はフルタイム正社員から短時間正社員に移行・新規雇入れした場合で、その対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、「キャリアアップ助成金」について、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。(都道府県等にお

かれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

## (5) 養育費確保策の推進等について

### ① 養育費の確保について

平成23年6月に公布された民法改正法では、協議離婚において定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の支払や親子の面会交流が明示され、離婚届に取決めのチェック欄が設けられた。また、衆・参議院の附帯決議でも、養育費支払や面会交流の履行確保のために必要な措置を講じることとされた。

養育費を受給している割合は、離婚した母子家庭のうちの約20%に過ぎないが、養育費は子どもが心身ともに健やかに育成される上で大切なものであることから、養育費の取り決めやその支払を促進していくことが重要である。

養育費相談支援センターによる相談・研修の活用や、母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の配置等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いする。

### ② 面会交流の支援について

面会交流については、子の健やかな育ちを確保する上で有意義であるとともに、養育費を支払う意欲につながるものであり、離婚後も適切な親子の面会交流が行われることが重要である。

このため、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程の調整、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」について、積極的な実施に努めていただくようお願いする。

なお、本事業は、専門知識や実務経験等を有する外部団体等への委託も可能としているため、地方自治体におかれては積極的な取組をお願いしたい。(関連資料31参照)

### ③ 養育費の確保等に関する周知について

平成23年6月の民法の一部改正法において、養育費の支払いと親子の面会交流が明示されたが、離婚母子世帯における養育費の状況は、「平成23年度全国母子世帯等調査の結果」では、取り決めをしているが37.7%、現在も養育費を受けているが19.7%であり、離婚父子世帯では、取り決めをしているが17.5%、現在も養育費を受けているが4.1%である。

養育費の確保や面会交流の実施には、まずは、当事者で取り決めをしていただくことが重要である。このため、養育費相談支援センターより、

養育費や面会交流の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットや面会交流に関するQ&Aなどを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところである。

なお、このパンフレットは、養育費相談支援センターのホームページ(<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>)で掲載しているところであり、併せて積極的に周知していただきたい。本ホームページでは、周知に活用できるよう印刷可能なパンフレットも掲載しているため、母子家庭等就業・自立支援センターや母子家庭施策等の窓口等で配布いただきたい。

なお、養育費相談支援センターより希望する地方自治体に対し、パンフレットの印刷物を送付することも可能であるので、お問い合わせいただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にその旨周知いただきたい。

## (6) 子育て・生活支援対策の推進について

### ① 学習ボランティア事業について（関連資料32参照）

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度より、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、児童等の学習支援や進学相談に応じる「学習ボランティア事業」を行っている。この事業は、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みにより、児童等の学習を支援する経費について補助を行うものである。各地方自治体におかれては、子どもの健やかな育ちを確保するため、積極的な実施に努めていただくようお願いする。

### ② 保育所の優先入所等について

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）においても、

ア ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと

イ 都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること

ウ ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にあり生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては最優先的に取り扱うこと

エ ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと  
をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や求職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いする。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところであるので、改めてご了解いただきたい。

なお、都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。

### ③ 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる（ショートステイ事業）、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる（トワイライトステイ事業）ものである。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）において、ショートステイ事業は全国870カ所、トワイライトステイ事業は全国410カ所を平成26年度の目標としているところであるので、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的な実施が図られるとともに、ひとり親家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いする。

## （7）児童扶養手当について

### ① 物価スライドについて

平成25年4月から9月までの手当額については、平成24年の消費者物価指数の対前年度変動率が0.0%であったことに伴い、現行の法律の規定に基づき、平成24年度の手当額からの変更はないので、管内市区町村への周知方お願いする。

② 物価スライドの特例措置について

物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて物価下落時に据置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%分の特例水準が生じているが、平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」により、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することとしている。具体的には、平成25年10月から0.7%、平成26年4月から0.7%、平成27年4月から0.3%を引き下げることとされている。

これにより、平成25年10月以降の手当額は以下のとおりとなり、今後、手当額の改定のために必要な政令改正等を行うこととしている。

・手当額（月額）

|      | （平成24年度） |   | （平成25年10月～）    |
|------|----------|---|----------------|
| 全部支給 | 41,430円  | → | 41,140円（△290円） |
| 一部支給 | 41,420円  | → | 41,130円（△290円  |
|      | ～9,780円  |   | ～9,710円～△70円）  |

③ 一部支給停止適用除外事由届出書等の取扱いについて

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置適用除外の事務については、これまで、5年等満了月を迎える受給資格者は、5年等満了時に適用除外事由届出書等を提出するとともに、現況届提出時（8月）にも適用除外事由届出書等の提出が必要であり、数ヶ月に何度も市町村に手続きをしなければならず負担が大きいため改善を求める要望があった。

このため、「児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第91号）」により、平成24年8月から、5年等満了時の適用除外事由届出書等の提出について、現況届提出時（8月）に併せて提出する取扱いとしたところである。

本取扱いは、同規則附則第4条の経過措置により、平成24年の現況届時において実施することが困難な特別の事情がある場合には、適用除外事由発生月が平成25年8月前である場合に限り、従前の例によることできるとされている。

このため、この経過措置による取扱いを実施している地方自治体においては、改正後の適用除外事由届出書等の提出に関する事務の取扱いに留意されるとともに、受給者への周知など円滑な事務の実施をお願いしたい。

#### ④ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意のうえ、適切な運用をお願いしたい。

- ・ 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けること。
- ・ 支給要件に関しては、必要に応じて実態調査を行うなど事実関係をよく確認して認定、却下、資格喪失処分等を行うこと。
- ・ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、児童扶養手当を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否については、適宜、年金事務所等に照会すること。
- ・ 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。
- ・ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の際、他のひとり親家庭に関する支援制度の案内や関係機関への取り次ぎ等をしていただくとともに、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、就労支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等、必要な支援を行うこと。

#### （8）母子寡婦福祉貸付金について

母子寡婦福祉資金の貸付けについては、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ本制度の趣旨を踏まえ、貸付の際には適正な償還計画の作成や貸付内容等の適正な審査を実施するとともに、償還率の向上にも努めていただきたい。（関連資料33参照）

また、今後、各自治体の償還確保等に向けた取組状況を把握し、情報提供していきたいと考えている。

なお、高等技能訓練促進費の3年目の貸付については、資格取得とな

った際には、将来の償還能力が見込まれることから、積極的に支援することをお願いしたい。

## 4. 婦人保護事業について

### (1) 婦人保護事業等の課題について（関連資料34参照）

婦人保護事業については、その根拠法である売春防止法の規定が昭和31年に制定以来基本的な見直しが行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっているとの意見がある。これを踏まえ、厚生労働省の研究事業の一環として、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」を開催し、平成24年6月～12月の間に計5回にわたり実際に女性の支援に携わっている団体や有識者の方々に婦人保護事業全般にわたり課題を議論頂いた。

その結果を「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」（以下「議論の整理」という。）として整理した。

議論の整理では、本検討会において課題とされた事項ごとにどのような対応すべきかを「検討案」として、実現に向けて更に検討が必要な点を「検討案の論点」として提示している。

具体的に課題とされた事項は、次の7点であった。

課題1. 用語の見直しについて

課題2. 婦人保護事業の対象となる女性の範囲について

課題3. 婦人保護事業における施設等に関する役割や機能について

課題4. 婦人相談員の在り方について

課題5. 婦人相談所の役割について

課題6. 都道府県と市の役割分担の見直し

課題7. 根拠法の見直し

この検討会において整理された課題のうち、運用改善で対応可能であり、実現に向けて検討を進められる事項、具体的には、婦人相談所のガイドラインの策定や、婦人相談員の活動指針の策定などについては、来年度、早速着手する予定である。

他方、法律上の対応が必要なため、関係府省、自治体等と調整が必要な事項や、婦人保護事業の枠を超え、広く国民の理解を得る必要がある事項については、事務的な検討を進めていきたいと考えている。

今後、これまでの検討会での議論を踏まえ、上記作業に当たって関係府省や自治体との意見交換を行っていきたいと考えている。

## (2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策及び人身取引被害女性の保護について（関連資料35～39参照）

### ① DV被害者の国民年金保険料の免除制度

DVを受けたため避難している方から免除の申請があった場合、配偶者には連帯納付義務があるため、本人の所得が少なくても配偶者の前年所得が一定額以上であるときは、申請は却下となっていた。

このため、DVを受けたため配偶者と住居が異なる方は、配偶者の所得にかかわらず本人の前年所得が一定額以下であれば、申請により国民年金保険料の全額または一部が免除となるように平成24年7月に国民年金法施行規則を改正した。

免除申請に必要となる婦人相談所の証明書等の発行については「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の特例免除に関する証明書発行について」（平成24年7月10日雇児福発0710第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）により示しているため、DV被害者から相談を受けた場合には、適切な対応をお願いします。

### ② DV被害者に対する児童扶養手当の支給について

DV被害者は、これまで1年以上父等から養育放棄されていることを要件としていたが、平成24年8月の政令改正により、父等が裁判所から保護命令を受けた場合には、直ちに支給対象とすることとしたため、その取扱いについてお願いします。

### ③ 婦人相談所等の体制強化

平成23年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況をみると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数の相談全体に対する割合は増加しており、27,453人（前年28,272人）、34.1%（前年33.0%）となっている。

DVに対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童への対応等を行う指導員の配置、婦人保護施設入所者の地域生活移行支援の経費等、様々な事業等に関する予算を計上してきたところであるが、今後も活用いただき、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に取組をお願いします。

同伴する子どもについては、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図るようお願いします。

配偶者からの暴力被害者に限らず、支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦は、母子生活支援施設等に一時保護するなど適切な保

護が行われるようお願いする。

#### ④ 婦人相談所等指導員研修

本研修は、国において、婦人保護事業に携わる各都道府県の指導的職員を対象にした研修を実施し、受講した者が、都道府県レベルの研修の指導者（講師）となることを通じ、継続的に婦人保護事業に携わる職員の専門性の向上を図ることを目的としている。

平成25年度は12月11日から13日までの3日間にかけて、30名の定員により実施する予定としているため、関係職員の積極的な参加をお願いする。

#### ⑤ 人身取引被害女性の保護

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を含め、婦人相談所等において343名（平成13～23年度）の保護が行われてきた。

人身取引被害者の適切な保護・支援に当たっては、「人身取引事案取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成23年7月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、特に被害者の滞在中長期化した場合の保護について、適切な対応に一層努めていただきたい。併せて、被害者を保護した場合はもちろん、日頃より、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関との情報交換会や研修会など緊密な連携を図りながら、被害者の立場に立った適切な保護支援をお願いしたい。

なお、警察と婦人相談所がより緊密に連携して人身取引事犯の対応を行うことができるようにするため、警察庁が作成した「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」（平成24年10月3日事務連絡）で示したので、積極的な活用をお願いする。

人身取引被害者の一時保護の状況等については、「婦人相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等に関する報告について（事務連絡）」により、毎月の受入状況を遺漏なくご報告いただきたい。

なお、児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況も併せて報告をお願いしているので、ご協力いただきたい。

### （3）婦人保護長期入所施設への入所について

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。本施設は、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい女性のニーズに応えるものであり、昨年から新規入

所を再開しているので、これまで入所実績のなかった府県も含めて婦人相談所及び婦人保護施設の所管課におかれては、入所をご検討いただきたい。

なお、当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。